

# りす俱樂部

2022年  
7・8月  
第303号

ほろろずき

夏が来ると、小学校の学級で一番の人気者になる可愛い女の子がいました。「ほろろずき」の赤い実から種を取って笛を作り、童謡「シャボン玉飛んだ」を聞かせてくれました。いつも、いかめしい校長先生も、この時ばかりは、おかつぱ頭を撫ぜ、「夕焼け小焼け」を所望するのです。

弁護士 福井大海



11 Zuki

生前契約の過去・現在そして未来へ向けて

～アドバイザー養成講座二期生の眼で見た～

現代礼法研究所代表 岩下 宣子

りすシステムとの出会い

もう20年ほど前になるでしょうか。新聞に「葬送アドバイザーの勉強会」の記事を見つけました。今もそうですが、マナーの勉強が面白く、葬儀についてのマナーの成り立ちをもっと深く知りたいと思い、受けることにしました。第一期生でした。九州でアドバイザーをなさっている岩永さんとは同期です。

それが松島先生、杉山代表、森アドバイザー、黒澤アドバイザーとのご縁の始まりです。今思っても、素晴らしい出会いを頂きました。講座の中で、お棺の中にも入れてもらいました。お棺のふたを開けられたときの不思議な感触を、今でも覚えています。実際に死んだときには、私は何を感じるのか

伝えたい 思いやりの気持ち

後期高齢者の私にも夢があります。子供たちにマナーを伝えたいのです。親子のマナー教室も開催したいと思っています。「人類は、お互いに思いやりの気持ちをもつて助け合ってきたから生き残った

のだ」ということを伝えたいのです。

それで、十数年前にNPOマナー教育サポーター協会を作りました。各地の学校でマナーの出前授業をしています。りすシステムにも応援頂き感謝しています。

マナー教育サポーター協会の仲間と「思いやりの気持ちをどこまで実践できるか」ということで、りすシステムコールセンターのお手伝いもさせて頂いています。コールセンター長の山本文子さんは、本当に素晴らしい応対をされており、勉強になりました。

### りすシステムパートナー制度を通じて

またこの度、りすシステムは、新たにパートナー制度を作り多くの方に契約家族としての活動をして頂きたく進めています。私も大したことは出来ませんがお手伝いしています。

86歳の一人暮らしの方のところに伺った時のことです。心からウエルカムして頂いたのは、りすシステムの信用のおかげです。

お身体の具合や日常のことなど伺ってききました。その中で「固定電話の声が小さいので困る」というお話でした。電話機はマナー研修でも扱っているので、幸い音を大

きくすることができました。「基本的には、留守番電話にしていけないようにした方が良い」とお話しして帰って参りました。電話機には美しい布を被せて、大事に使っていらっしやるのがわかりました。伺ってお話出来たことで、丁寧に生きることを教えて頂いたように思います。

私もトイレ、洗面所、風呂場、キッチンなどの水回りは、水あかが付かないよう、毎日お掃除するように心がけています。自分の部屋の片づけは出来ないのですが……。

「人生とは習慣の織物」という言葉がありますが、90歳、100歳になっても、水回りのお掃除は自分で出来るようになっていたら良いと思っています。

### 人の役に立ち 脳を活性化

脳の専門医の林成之先生は、どんな人の脳も3つの本能があると言っています。

1つは「生きたい」、2つ目は「知りたい」、3つ目は「仲間になりたい、人の役に立ちたい」です。この3つの脳の本能から考えて、人間の脳の求める生き方は、「世の中に貢献しつつ、よい人間関係をつくり、心

安らかに生きる」ということではないでしょうか。

高齢者がますます多くなる時代です。昔は、ご近所同士で助け合うことをしていましたが、今はそのような関係は難しくなっています。ならば、自分で出来ることは自分でして、誰かの役に立つようなことが出来る、りすシステムのパートナーとしての活動は、自分のために良いと思っています。訪問に出かければ、交通機関も使います。駅のエスカレーターは利用せず、階段を歩いて登ります。私にとって、駅の階段は薬です。永田町の地下鉄の階段は、見上げる「すごい！」と思えますが、目の前の階段を一段一段、一生懸命登っていくと上にとどり着きます。人生と同じです。

目の前のことを、ひとつひとつ一生懸命やればよいのです。上にたどり着いたとき「ヤッター！」という自己実現で脳が活性化します。

ということ、これからお手伝いさせて頂きます。利用者の皆さんに、いつかおめもじ叶いますことを楽しみにしております。

今年喜寿を迎える老婆 岩下宣子

# 安倍元首相の国葬について考える

NPOりすシステム

相談役 松島如戒

皆さんご存じのように、去る7月8日、

安倍晋三氏が世界平和統一家庭連合（旧統

一教会）に恨みを抱く男性によって銃撃さ

れ死去されました。理由の如何を問わず、

選挙の応援演説の最中、演者の生命を奪う

という行為は決して許されるものではありません。

と。ということ为前提とし、安倍氏の

国葬、生前の諸々の責任などについて考え

てみたいと思います。

安倍氏の葬儀はすでに、東京・芝公園の

増上寺で妻昭恵さんを喪主として盛大に行

われました。にもかかわらず、岸田首相か

ら安倍氏は国葬とする旨の発言があり、素

早く閣議決定され日程も9月27日と発表さ

れています。

このニュースを聞いて思ったことは、安

倍氏のおおじのひとりである、佐藤栄作元

首相のノーベル平和賞受賞にまつわる話で

す。佐藤栄作氏は、保守合同以前の自由党幹

事長在任中の1954年造船疑獄により収

賄罪で逮捕されることになっていたので

が、犬養健法務大臣による指揮権発動によ

って、逮捕を免れ、その後も黒い霧事件な

どが取りざたされながら長期政権を維持し

た人物です。

1974年、その佐藤栄作氏がノーベル

平和賞を受賞しました。その受賞について

多くの噂があり「ノーベル賞受賞者に手錠

をかける訳にはいかんだろう」との思惑か

ら、大がかりな受賞獲得活動をしたとの噂

も「本当つぼく」感じたものです。

佐藤栄作氏のノーベル平和賞について

は、賞を選考するノーベル平和賞委員会が

2001年に刊行した記念誌「ノーベル平

和賞平和への100年」出版記念会見の際、

共同執筆者の一人オイビン・ステネルセン

が「佐藤氏を選んだことはノーベル委員会

が犯した最大の誤り」と語ったと伝えられ

ています。

30歳代の私自身、佐藤氏のノーベル平和

賞受賞には大きな違和感を持ったことを今

に至るも記憶しています。

おおじの佐藤氏のノーベル賞受賞と、

大甥の安倍氏の国葬と話の中身は全く異な

るのですが、私にとってなぜかオーバーラ

ップするのです。

2022年8月10日付東京新聞は「安倍

氏国葬は違憲」という訴訟が東京地裁に提

起されたと報じています。原告はジャーナ

リストや大学教授など231人で、提訴の

主旨は①国葬令は1947年に廃止され、

別の法律上の根拠も存在していない。②安

倍氏に対する国民の評価が分かれる中で強

行すれば、思想や信条の自由を保障した憲

法にも違反する、旧統一教会は安倍氏と密

接な関係にあり、国葬で弔うことは特定の宗教団体との癒着関係そのものを政府が公的に容認するに等しく、政教分離に反する、よって、安倍氏が弔われる費用を支出しないように、というものです。

**国葬に法的根拠がない**

国葬令は1926（大正15）年に勅令として制定されていましたが、1947年に廃止されたので、現在国葬についての法律はないのですが、戦後1例だけあります。1967年吉田茂元首相国葬のときも国会で議論があり、当時の蔵相・水田三喜男氏が、1968年5月の衆議院予算委員会「国葬は法令の根拠はない。何らかの基準を作っておく必要がある。基準をつくれば、将来的に予備費の支出にも問題がなくなる」という答弁をした経過がありました。吉田元首相の国葬から半世紀以上、数々の総理大臣経験者が亡くなりましたが国葬の例はなく、衆議院での水田蔵相の「国葬の基準を作っておく必要がある」との答弁

**国葬と国葬令（1947年に失効）**

国葬とは、小学館日本大百科全集によると、国が国家の儀式として、国費で行う葬儀。第二次世界大戦前には、1926年（大正15）従来の先例・慣例を法制化して国葬令が制定され、国葬は、法定上行われるものと、特旨によるものの2種とされた。前者は、天皇、太皇太后、皇太后、皇后の大喪儀と、皇太子、同妃、皇太孫、同妃、摂政(せつしょう)たる親王、内親王、王、女王の喪儀（7歳未満の皇太子、皇太孫の死去は除く）である。特旨によるものは、国家に大きな功労のあった者と、死に際してとくに勅旨のあった者の葬儀で、皇族も含まれていた。国葬当日は廢朝で、官庁と学校は休み、歌舞音楽は停止または遠慮し、全国民は喪に服し、国葬を厳粛に送ることとされた。国葬は神道(しんとう)式で行われ、葬儀の事務は国の機関が担当した。1967年（昭和42）10月20日、元首相吉田茂の死去に際して、臨時閣議の決定によって、10月31日、日本武道館で戦後最初の国葬が行われた。また1989年（平成1）2月24日、昭和天皇の大喪の礼が新宿御苑で行われた。

国葬にまつまる法令として、国葬令（こくそうれい、大正15年10月21日勅令第324号）は、1926年（大正15年）に制定された勅令。日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律第1条の規定により、1947年12月31日限りで失効した。

- 第一條 大喪儀ハ國葬トス
- 第二條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃及攝政タル親王内親王王女王ノ喪儀ハ國葬トス但シ皇太子皇太孫七歳未満ノ殤ナルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第三條 國家ニ偉功アル者薨去又ハ死亡シタルトキハ特旨ニ依リ國葬ヲ賜フコトアルヘシ  
前項ノ特旨ハ勅書ヲ以テシ内閣總理大臣之ヲ公告ス
- 第四條 皇族ニ非サル者國葬ノ場合ニ於テハ喪儀ヲ行フ当日廢朝シ國民喪ヲ服ス
- 第五條 皇族ニ非サル者國葬ノ場合ニ於テハ喪儀ノ式ハ内閣總理大臣勅裁ヲ經テ之ヲ定ム

に對し、その後の歴代政府は対応せず、今日に至っているのです。そんな中で、岸田首相の国葬発言に、私は総理大臣としてのセンスに疑問を持っています。

私は安倍氏の国葬に反対、世論はどうか 私たち日本人の心情として、「死者に鞭打つような言動は避ける」というのが常で、良きにつけ悪きにつけ総理大臣を長年務



めた人の葬儀に異論をさしはさむというのは異例中の異例、と感じています。

ところが去る7月23・24日のFNNの調査では、安倍氏の国葬について10代20代では良かった67%、良くなかった31%。30、40代も「よかった」が「よくなかった」を上回った。50代からこの結果が逆転し、70代では39%・57%。合計では、良かった50%、良くなかった47%となっています。ちよつと意外でしたが、世論の健全さを感じホツとしました。

日本経済新聞とテレビ東京の7月29～31日の調査では、国葬に賛成43%、反対は47%。年齢別では、18～39歳賛成57%、40～50代45%、60歳以上38%となっています。NHKの7月16日から18日の調査では、政府の国葬にする方針を、評価する49%、評価しない38%でした。共同通信の7月30・31日の電話調査では、国葬は賛成45%、反対53%でした。

熊本日日新聞の7月15～19日のアンケート調査では、賛成43%、反対50%。ここで

も20代以下は賛成59%に対し、60代は反対60%と若い層は賛成が多く、高齢層は反対が多いという結果が出ています。

鹿児島南日本新聞の7月22、23日、ラインアプリ・アンケートでは、反対・どちらかといえば反対72%、同じく賛成は23%。これは、無料通信アプリLINEによるもので、無作為抽出とは多少異なりますが、ある地域の調査で、一国の宰相の国葬に7割以上の人が反対している現実を岸田首相はどのように受け止めているでしょうか。

「死」をもって水に流せることと、水に流せない否、流してはいけないことがある

安倍元首相に対する評価は文字通り、大きく分かれるのですが、私は全く評価しません。その最大の理由は、2015年に「平和安全法制整備法」として、自衛隊法、米軍等行動関連措置法を含む10件の法律改正、国際平和支援法の新規制定という、現行憲法を半殺しにするような法律改正を行った事です。

この法律改正などについては、ほとんどの憲法学者をはじめ有識者が反対を表明する中、強行採決などにより成立させました。米国からは、「よくぞ我が国の指図に従ってくれてありがとうね」とお褒めのお言葉が頂けたと思います。しかし私は、国を売ったようなものだ、と思っています。

したがって、戦争好き？の人々、被害妄想的に日本は中国・北朝鮮・ロシアなどから何時攻め込まれるか分からない。防衛力の増強が必要だ。お金もこれまでGDPの1%という大枠があったが、「その枠を2倍のGDPの2%まで防衛予算をどんどん増やせ。金が足りなければ、国債出せば良いではないか」挙句の果てには、「相手が攻めてくるかもしれないので、相手が攻めてくる前に『先制攻撃』が可能な装備をしよう」と、声高に叫んでも「憲法違反だ」という声も出し難くなっています。

テレビ番組などでも、これら防衛力増強や予算を倍増するといったニュースを伝える際に、憲法違反ではないかといった発言

## 軍事費の推移 (2021年上位12か国)

(百万ドル)

国名	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2021
アメリカ合衆国	325,129	295,853	320,086	533,203	738,005	633,830	778,397	800,672
GDP比	5.61%	3.86%	3.11%	4.09%	4.92%	3.48%	3.72%	3.48%
世界シェア	34.85%	40.79%	43.12%	45.97%	44.77%	38.40%	39.98%	38.55%
中国	9,926	12,385	22,237	42,790	105,523	196,539	257,973	293,352
GDP比	2.45%	1.69%	1.83%	1.85%	1.74%	1.75%	1.80%	1.74%
世界シェア	1.06%	1.71%	3.00%	3.69%	6.40%	11.91%	13.25%	14.12%
インド	10,537	9,754	14,288	23,072	46,090	51,295	72,937	76,598
GDP比	3.15%	2.58%	2.95%	2.75%	2.89%	2.46%	2.88%	2.66%
世界シェア	1.13%	1.34%	1.92%	1.99%	2.80%	3.11%	3.75%	3.69%
英国	43,545	38,294	39,344	61,654	63,979	59,990	60,675	68,366
GDP比	3.98%	2.85%	2.37%	2.43%	2.57%	2.03%	2.24%	2.22%
世界シェア	4.67%	5.28%	5.30%	5.32%	3.88%	3.63%	3.12%	3.29%
ロシア	* 219,114	12,742	9,228	27,337	58,720	66,422	61,713	65,908
GDP比	n.a.	3.78%	3.31%	3.33%	3.59%	4.87%	4.26%	4.08%
世界シェア	23.48%	1.76%	1.24%	2.36%	3.56%	4.02%	3.17%	3.17%
フランス	35,774	40,124	28,403	44,442	52,044	45,647	52,747	56,647
GDP比	2.81%	2.49%	2.09%	2.02%	1.97%	1.87%	2.01%	1.95%
世界シェア	3.83%	5.53%	3.83%	3.83%	3.16%	2.77%	2.71%	2.73%
ドイツ	39,835	38,743	26,498	30,325	43,026	38,170	53,211	56,017
GDP比	2.52%	1.50%	1.36%	1.07%	1.27%	1.14%	1.39%	1.34%
世界シェア	4.27%	5.34%	3.57%	2.61%	2.61%	2.31%	2.73%	2.70%
サウジアラビア	16,355	13,200	19,964	25,392	45,245	87,186	64,558	55,564
GDP比	14.02%	9.28%	10.53%	7.73%	8.57%	13.33%	9.22%	6.59%
世界シェア	1.75%	1.82%	2.69%	2.19%	2.74%	5.28%	3.32%	2.68%
日本	28,800	49,962	45,510	44,301	54,655	42,106	51,971	54,124
GDP比	0.94%	0.92%	0.93%	0.93%	0.96%	0.96%	1.03%	1.07%
世界シェア	3.09%	6.89%	6.13%	3.82%	3.32%	2.55%	2.67%	2.61%
韓国	10,111	16,085	13,801	22,160	28,175	36,571	45,524	50,227
GDP比	4.00%	2.89%	2.46%	2.47%	2.46%	2.49%	2.78%	2.78%
世界シェア	1.08%	2.22%	1.86%	1.91%	1.71%	2.22%	2.34%	2.42%
イタリア	20,735	17,186	19,879	29,738	32,021	22,181	28,921	32,006
GDP比	1.88%	1.47%	1.74%	1.61%	1.50%	1.21%	1.53%	1.52%
世界シェア	2.22%	2.37%	2.68%	2.56%	1.94%	1.34%	1.49%	1.54%
オーストラリア	6,704	7,666	7,274	13,238	23,218	24,046	27,301	31,754
GDP比	2.08%	2.02%	1.83%	1.80%	1.86%	1.95%	2.01%	1.98%
世界シェア	0.72%	1.06%	0.98%	1.14%	1.41%	1.46%	1.40%	1.53%
世界合計	933,016	725,362	742,398	1,159,903	1,648,386	1,650,807	1,946,825	2,077,095

(出所) Stockholm International Peace Research Institute (SIPRI),  
<https://sipri.org/databases/milex> より第一生命経済研究所作成

(注) \*1990年ロシアはソ連の数値。

SIPRI：スウェーデンに150年間平和が続いたことを記念し、スウェーデン会議により「国際の平和および安全保障について科学的研究を行い、国際紛争の平和的解決および安定した平和の条件の理解に寄与する」目的で1966年に設立された研究機関。

が極めて少なく、至って当然のこのように伝えられています。因みに、防衛予算を現在の2倍にすると約10兆円となり、世界第3位の軍事大国となります。世界各国の軍事力の算出にはいろいろなやり方があるが、正確に比較することは難しいのですが、国際的に権威あるスウェーデンのストックホルム国際平和研究所の2022年版（調査は2021年）によると、ダントツのトップは、アメリカ合衆国です。

1位	アメリカ	8006億7200万ドル
2位	中国	2933億5200万ドル
3位	インド	765億9800万ドル
4位	英国	683億6600万ドル
5位	ロシア	659億0800万ドル
6位	フランス	566億4700万ドル
7位	ドイツ	560億1700万ドル
8位	サウジアラビア	555億6400万ドル
9位	日本	541億2400万ドル
10位	韓国	502億2700万ドル

この統計では、日本は世界第9位の軍事力を有する軍事大国です。その日本の軍事

費を2倍にすると、1082億4800万ドルで世界第3位の超軍事大国になります。

憲法で「陸海空軍その他の戦力を保持しない」「国の交戦権はこれを認めない」と誓った日本が、世界第3位の超軍事大国を旨ざす。

皆さん、これで本当によいのですか？

今、立ち止まって考えてみませんか。日本の軍事力は、世界の超々軍事大国のアメリカがバックアップするための、日米安全保障条約があり、核の傘まであるのです。このように世界に誇る(?)軍事力の大半の犠牲は沖縄の人々が担ってくださっていることを忘れてはなりません。

先日、中国による台湾周辺での軍事演習が行われましたが、これに対しても沖縄の島々に強大な軍事力を配置すべしという論調が強くなっています。沖縄の島に基地を配置し強化されればされるほど、沖縄の人々の生命は危険にさらされるのです。島の人々を守るための強化などといいます

が、それは大ウソです。

沖縄の人々は、米国と日本政府による軍事増強によって、生命の危険が大きくなっていることを私たちはしっかりと認識する必要があります。

最近、常套句として「安全保障環境が変わった」と、政治家・メディア・一部の研究者が語りますが、これもウソだと私は思っています。米軍との一体化が進み、日本の軍事力が大きくなったことで、住民(国民)に対する脅威が生まれたということですね。お上(政府)の言うことに「ダメされはなりませんぞ」。大砲もミサイル、基地のない島は攻撃対象にならないですよ。武器があればこそ脅威が生まれることを肝に銘じましょう。

私は7月16日85歳の誕生日を迎えましたが、私が生まれた10日ほど前の1937年7月7日に日中戦争が始まりました。とうより、主権国家中国に攻め入る侵略戦争の開戦です。4歳の暮12月8日は、パールハーバー攻撃で悲劇の日米開戦、太平洋戦

争へと突入した。小学校2年の夏8月15日に、敗戦の日を京城（現在のソウル）で迎えました。

朝鮮半島は戦場にならなかったため、私には空襲など直接的な戦争体験はありません。1945年12月、父が私のために用意してあった、別府市の別荘に親戚縁者20名以上で引き揚げました。

私には戦争体験はありませんが、戦後の飢えの体験は十分味わせていただきました。電気のない暮らしを2年余りするなど、時代劇などで知る明治時代を思わせるような貴重な体験をすることができました。

このように戦争とともに育った私の人生観は「戦争は悪だ」と、頑ななまでに戦争を忌み嫌い続けています。そして、「平和ボケか」と揶揄されても戦争のない平和な社会を求め続けています。

その大きなきっかけは、高校時代当時の校長であった深田光先生から、大分県下で初の「高校ユネスコクラブ」を立ち上げないかとの提案を頂いたことです。県下の高

校長会議の資料の中から、ユネスコに関する資料を校長は私に手渡ししてくださいました。「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなくてはならない」という、ユネスコ憲章前文冒頭の一節を幾度となく読み返しまし

### ユネスコ憲章目的および前文一部

国際連合教育科学文化機関憲章（ユネスコ憲章）の目的は、「国際連合憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言語又は宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献すること」である。

#### ユネスコ憲章前文

この憲章の当事国政府は、その国民に代って次のとおり宣言する。

戦争は人の心の中で生れるものであるから、  
人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。

（文部科学省HPより）

た。

「人の心の中に平和のとりでを築く」なんて、出来るのかな？ とも考えましたが、「戦争は悪だと感じる世界人類の老若男女のすべてが念じ、戦争になるような行為をしないという誓いを立てることが、平和の砦を築くことではないか」と、高校生の私は感じ取りました。

ユネスコクラブでは「青少年がなぜ死を選ぶのか、その実態を知りたい」と調査研究に取り組み、私が高校卒業後に、日本ユネスコ協会藤山愛一郎会長賞を受賞したことの報告を受け、感無量でした。

「平和と生命の大切さに対する問と解」は、あれから65年も経た今日も見出せず、試行錯誤の日々を過ごしています。

ユネスコ憲章は日本国憲法9条の不戦の誓いと表裏一体のものであると私は理解し、ユネスコの活動は平和憲法を守る活動そのものであるというのが私の信条でもあります。



私は何故、安倍晋三氏の国葬に異を唱えるか

理由はいくつかあります。

第1に、安倍氏は、憲法99条の「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務」を守らない人であったことです。

本稿で述べたように、安倍氏は憲法の尊重義務を守らないのみならず、憲法違反であるとして圧迫的多数の専門家の指摘を無視し、数々の法律を国会に提出し、強行採決など不当な手段を用いて国会で成立させるなどの行為は、国民すべてで弔うという国葬の対象者にふさわしくないからです。

第2は、東京弁護士会会長声明(2022年8月2日付)後段の「安倍元首相が在任中及び退任後も声高に主張し、今後の国会における争点になりうる『憲法9条の自衛隊の明記』『緊急事態条項の設置』などの改憲や敵基地攻撃能力保持などの議論においても、『国葬』によって安倍元首相の意見を国是のように扱うことが起りかねない危惧もある」の主張に、私も同感です。

岸田首相がたびたび「亡き安倍元総理の遺志を引き継いで」というフレーズが国是といったニュアンスでオーソライズされることは、断じて避けなければなりません。

第3は、嘘つき総理大臣を国葬にしてはいけません。安倍氏を私は「嘘つき宰相」と呼んでいます。嘘つきは泥棒の始まりは、教育の原点です。「道徳教育」「修身」だと声高に叫んでいた張本人の総理大臣が嘘つきだったという、日本人として大変恥ずかしい思いをした人が亡くなると、国葬で弔うと言う現職総理の岸田文雄さん。一体全体この国はどうなっているのでしょうか。

皆さん、嘘つき総理を8年余りにわたって在職させていた国民の民度が問われると思いませんか。嘘つきの人間を長く総理の職に座らせていただけでも恥ずかしいのに、そんな人が長く総理を務めたことを大きな理由として国葬にしよう。全く話になりません。よく世間で「あの人は嘘つきだ」などと言いますが、安倍氏の嘘は衆議院事務局の調査局が桜を見る会の問題について、正式

にカウントし発表した本物の嘘が118回もあるそうです。

この嘘も物のはずみとか、ちょっとした勘違いではなく、神聖であるべき国会答弁での嘘ですから、国会も舐められたものです。国会が舐められたということは、1億2500万人の日本国民が屈辱を受けたこととなります。

このことは、国会議員、特に与党の自民党、公明党の議員としての人間性、資質が問われていると思っています。

第4は、「私や妻が関係していたということになれば、まさに私は、それはもう間違いなく総理大臣も国会議員もやめるということははっきりと申し上げておきたい」森友学園問題の国会答弁です。いくら国会を甘く見ているとはいえ、一国の首相の発言にしては、余りにも不用意な発言をするものだと思います。

この総理の発言に合わせるために、多くの官僚が決してやってはならない公文書の改ざん作業をさせられました。その結果、

佐川という財務省理財局長は、国税庁長官に出世。公文書改ざんという重大犯罪に加担させられた赤木俊夫さんという立派な官僚は、命を絶ちました。赤木さんの妻は、

公文書改ざん事件の真相を知りたく、国と当時の佐川財務局長を相手取って、損害賠償を求めた裁判を起しましたが、国側は

「認諾」という、全面的に赤木さん側の訴えを認めることで、すべてを闇に葬るとい

う、奇策を弄したのです。裁判で請求した賠償額1億1000万円

は、私たちの国民の税金で支払わせるので

す。赤木夫人の無念さ、悔しさを思うと胸

の張り裂ける思いです。第5は、外交的な成果を評価する、と岸

田総理も国葬の理由として上げています。成果ゼロとは言いません。8年もの長い間、

外国を駆けまわったのですから、多少の成果があつても当然でしょう。トランプさん

と仲良しになって、毎年大量多額の武器を買わされ続け、その年賦で防衛予算が

ちもさつちも、やり繰りがつかなくなり、

GDPの2%の予算枠の話を持ち出したのではないかと私は思います。

ロシア外交についても、27回もプーチンさんと会合を重ねた結果、どんな成果があ

ったのでしょうか。成果はゼロです。北方領土問題について、私は一般の方と異なる

見解を持っています。まずは、北方領土といわれている四島は

現在、ロシアが実効支配し、ロシア人が生活しており、日本人は1人も存在していま

せん。これを返せというのは、無理筋だと考えています。但し、日米安全保障条約を

改定し、米軍基地が日本列島から消えれば、北方領土は日本のものになる可能性

はありますが、今のところ無理筋でしょう。さらに、仮に今、1万5000人から

1万6000人くらいのロシア人が生活している島の領有権が日本に移ったとして

も、どのように統治するのですか。日本語は全く分からない人々です。確かに、太平

洋戦争終結までは、日本人が生活していたのですが、その子孫がどのくらい存在する

のか。存在したとして、かの地を自らの故郷として、今から生計を営む意思を持つて

いる人々がどのくらいの人数いるのか。ノスタルジーだけで領土問題を考えることの

リスクが気になります。その証拠に、27回も外交交渉しても1ミ

リメートルも進展がなかったことで分かる

のではないのでしょうか。対口外交での成果がゼロと私が考える所以ゆえんです。

それでも、ロシアのウクライナ侵攻が始まったときに私は、かすかな期待を持ちま

した。安倍氏が、お忍びでもモスクワを訪れ「プーチン君、隣国に攻め入るのは紳士

のすることじゃない。一日も早く撤退してくれ」と説得しているというニュースが流

れることを心待ちにしていました。6か月たった今になっても、結果は何もなしです。

中国とはホットラインがあるのでしょ

うか。隣の国、しかも歴史的には中国は大先達ですが、我が国はその中国を侵略するとい

国交正常化が実現し、その後、我が国の経済発展に大きく寄与したことは衆目の一致する所です。

今年、日中国交正常化50周年の年です。

中国とは、価値観が異なるといいますが、民主主義がベストかと問われれば「うーん」と考えてしまいますよね。アメリカだって、第2、第3のトランプのような政治家がでてくる可能性のほうが大きいと思います。

脱アメリカ隷属志向の政治が求められます。中・印・インドネシア・日の4ヶ国同盟をアメリカとの断絶を招かない知恵を働かせながら、着々と築いていく。これこそが世界の平和に寄与する道だと考えています。

台湾問題は、そもそも論でいえば、中国の国内問題です。日本も米国も1つの中国を認めることで、中国と付き合ってきたことを忘れてはなりません。台湾でのトラブルに対し、沖縄の米軍基地から中国の戦艦や中国本土への爆撃など、断固拒否すべきです。憲法を半殺しにした安保法制で、断り難くなったのも安倍氏の責任です。

北朝鮮問題は、小泉総理と金正日総書記の交渉でまとまりかけていたものを、内閣官房副長官であった安倍氏がちゃぶ台返ししたのです。国交を盛んにしていけば、拉致被害者を戻す戻さないではなく、私たちが北海道の親戚と九州の親戚がいつでも会っているのと同じように、北朝鮮の親戚と日本に住んでいける親戚がいつでも会える、そんな状態にすれば済む話ではないでしょうか。

北朝鮮に核開発をやめろというのは、論理的に考えて無理筋です。隣国の韓国も日本も、米国の核の傘の下にあり、いつでも北朝鮮に核付きミサイルを打てる状況にありながら、君は丸腰になれ、と言っているのだから承知する訳がないと思います。韓国も日本も米国の核から離脱するというのなら、折り合いはつくと思います。

韓国とは、親近憎悪の関係で難しいと思いますが、かつて我が国が朝鮮半島を植民地化し、名前まで変えさせるなど、かの国の人々にとって許されざる行いをしたことを忘れてはなりません。加害者は忘れても、被害を受

けた側の憎しみは、いつまで経っても忘れないことを肝に銘ずるべきです。私自身、京城で生まれ、親世代は加害側にいたことを片時も忘れないよう心がけています。

安倍氏のお題目に、地球儀を俯瞰する外交というのがありましたが、隣近所とも上手に交際できない者が、そんな大きな話をしても世界からは相手にされないと思います。

安倍氏の外交は「飲み友達外交」だったと思います。心からの友（外国首脳）はいなかったのでしょうか。

飲み友達とは、葬式には来るでしょうが、日本の国や日本人にとって、何も益はない。税金を使つての飲み友達に、葬式のおもてなしはどうするのでしょうか。安倍氏の国葬に絶対反対です。

安倍氏の夫人や身内の人々も、これだけ反対する人々が多い中で国葬してもらってもうれしくないのでは……と思います。

昭恵さん、お断りしたらどうですか。「昭恵株」には、天井値がつくこと疑いなさだと思ひます。



# 支部・パーティナー活動記

## 西日本支部

▼2017年に契約されたTさん(78歳・女性)。県営住宅に住んでいましたが、ご主人が亡くなり、今後の住まいについて親族での話し合いの結果、ケアハウス入居を選択しました。入居の身元保証は、りすがしました。

ケアハウスに入居してからも新鮮でおいしい食材を求め、20分程先のスーパーに手押し車で行き、自室で料理をされていましたが、徐々に足腰も弱くなり、スーパーでの買い物も難しくなりました。

2年前から肺を患い、酸素の取り込みも悪く、脱力感も強くなり、入院検査の結果「間質性肺炎」と診断されました。このままではケアハウスでの生活が難しいのでケアマネジャーと連携し、施設入居を検討していたところ、ケアハウス系特養の部屋が空いたと連絡が入り、特養に入居しました。

施設での面会は、コロナの影響に

よりガラス越しで15分だけ許されました。6月下旬にまた入院となりました。もともと体調は芳しくなかったのですが、危険な状態でもないドクターから説明を受けました。

8月には、院内感染でコロナ陽性となりました。脈も崩れるようになり、病院からコロナ治療薬「ラゲブリオ」の投与が必要となり、身元保証人のりすに承諾を求められました。この薬は副作用はないと言われていますが、投与の際には、家族または身元保証人の承諾が必要で、りすシステムが承諾して投与を受け、快方に向かっています。

## 九州支部

▼Oさん(86歳・女性)は15年前にりすシステムと契約。「公証人の先生がりすさんを紹介してくださいからなかったら、私はどうなっていたかわからない」とお会いするたびに言われていました。長い入院生活から現在の養護老人ホームに入居されて、おおむね7年が経ちました。コロナ

の前までは、徐々にホーム送迎が必要にはなっていました。積極的に行事に参加されていました。定期受診も毎回付添い、診察とは思えないような、主治医とのやり取りの中には笑いもあり楽しい時間でした。

コロナ禍で、大きく変化したこととは、外出の機会が全くなかったことです。以前は、買い物や外食の付添をしていました。月1の面会も、(手指消毒・マスク・検温)ホーム玄関で短時間に制限されました。「87歳の誕生日は何が希望ですか?」「何かおいしいものを食べに行きたいです」と、6月16日が最後の会話となりました。

7月初め、定期受診前日は必ずホームへ確認の連絡を入れますが、いつもとは違うことに気付きました。翌日訪問すると、クラスターが発生したこと、Oさんは陰性だが外出不可とのことでした。しかし、お薬は必要なので代理受診を依頼されました。定期受診の病院で、主治医とお話して処方箋をいただきました。このとき主治医とともに心配したこと、残念ながら的中してしまいました。コロナで週5のデイケアがお休

み、ホーム内も自室と食堂の往復のみ、一日2回の体操もなく、ゴロゴロ生活継続中でした。ホーム相談員へお薬を渡すとき、いつもより多く声がけをお願いしたのですが、3日後の夜の見廻り時、声がけに応答がなく救急要請、りすシステムに連絡が入りました。搬送先の病院で検査、翌朝病状説明を受け、入院となりました。

脳梗塞で右半身麻痺、会話は困難。急性期病院のため、病状が安定すれば転院の必要がありました。定期受診していた病院の主治医が、Oさんとの約束ですからと病室を確保してくださいました。転院の日をお待ちしていますと、主治医とお話したのですが……。

当日、Oさんは原因不明の発熱で転院不可となりました。1週間後、時短面会を希望し、コロナ感染者急増で明日まで面会(午後10分のみ)OKと。当日の早朝、急変連絡を受け急行しましたが、1時間後Oさんは旅立られました。心よりご冥福をお祈りいたします。

▼去年8月に旅立たれたHさん(92歳・女性)の死後事務に、ご自身の



死後に通知したい人宛てに通知するサービスがあります。通知を受けた方の中に、香典を送りたいといわれる人がいても、辞退すると企画書にありますので、と申し上げたのですが、Hさんには、出版予定があるので購入されたいかがですかと、申し上げています。

その後、出版時期などを連絡しましたところ、次のようなお葉書をいただきました。「私が住む大分県竹田市は小さな田舎町で、書店は1軒だけで取寄せを依頼してから1か月ほどを要しました。(中略) H様は天国で犬・猫たちに囲まれながら幸せに暮らされていることでしょう」と。Hさんの死後事務は継続中です。

パートナー 小島 修

初めてお目にかかる方。何度もサポートをさせていたたく方。初めての方には期待に胸を膨らませ、おなじみの方には、また楽しい時間を共有できるとの期待でサポートをしています。

皆さんからの「ありがとう」の言葉が生きがい。まして、手紙が届いたら超ハッピー。先日、初めてのサ

ポートは、施設から近くのデパートへ買い物。亡きご主人から若い時にもらった手紙を保管する封筒。隣室と空調が共有のため、冷房対策にタオルケット。停電の時、心細いからと懐中電灯。  
途中、何度か店内の休憩用ベンチに座つてよもやま話。

「10年来の短歌創作が、90歳の自分を支え元気づけている」とのこと。若いころから長年、ピアノ教師をしておられ、文学と音楽をたしなみ、頭脳明晰を保つておられます。

私事ですが、高校の国語の先生から教わった石川啄木。ある時、国語辞典で著名な金田一京助さんが、わが校で講演。親友の啄木の話題ばかり。印象的なのは、金田一先生の奥さまが石川啄木を良く思っていないこと。理由は、借金の申し込みばかり。好きな啄木の歌です。

こころよき 疲れるかな 息もつかず 仕事をしたる後の この疲れ  
90歳の方とも、短歌で話が弾みました。「短歌は役にたちますよ。豪華客船よりタンカーです。天然ガスや小麦粉を運びますから」つまらないギャグにも笑ってくださいました。

また、お会いしたいと心から思っています。

パートナー 山下 智弘

本誌4月号で紹介された、都内に住みのAさん(80歳・女性)は難聴で、コミュニケーションが取りづらくなってきました。

ご本人は「聞こえないぐらいがちようどいい」とおっしゃってますが、相手とのやり取りは筆談なども交えての会話です。

ご相談は、千葉県松戸市のAさんが購入した霊園墓所の件です。  
そのお墓にはAさんのご主人が納骨されており、Aさんも亡くなったあと一緒に墓所に入る予定でした。しかし後継がないため、霊園の管理事務所から一緒にお墓に入ることはできないと言われました。

霊園にもよりますが、事前に管理費を何年分か納めたり、墓石の撤去工事の費用を納めることで、継続使用出来ることもあります。しかし、Aさんのお墓がある霊園はそういうことができない墓地でした。  
一緒のお墓に入れないことがずっと気になっており、サポートした際

相談がありました。

Aさんの要望はご主人とずっと一緒にいたいとのことでしたので、納骨先は巣鴨にある功德院の飛天塚をご紹介しました。飛天塚は、平成6年に建立された合葬墓です。Aさんご希望のお二人ですつといられる墓所として功德院住職にご案内していただき契約しました。

ご主人の遺骨の引っ越し(改葬)の手続きや墓所返還の手続きを代行し、墓所の解体工事は霊園指定の石材会社しかできなかったため、管理事務所から石材会社の紹介を受け、石材会社を訪問し解体工事の日程などの交渉を行いました。

解体工事の相場や他社の見積もりなどの話をしながら、価格を交渉し適正な価格に折合ったので発注しました。

遺骨の取り出し、功德院への納骨など、無事サポート完了です。

Aさんは「寂しいけど、しようがないです。ありがとう」と言われ、お墓の引っ越しで悩んでいる方が多いことに改めて気づきました。

ご相談はコールセンターで24時間お受けしています。

今月のお題

## 公的年金のやさしいお話② 国民年金のメリット

株式会社ジェイ・サポート 代表取締役  
社会保険労務士原令子事務所 所長

原 令子

こんにちは！ 社会保険労務士の原令子です。皆さま、お元気で過ごすごでしょうか？

今年は天候不順の夏でしたね。早々に梅雨が明けたかと思うと酷暑に見舞われ、へとへとになったところに戻り梅雨の豪雨と、体調管理の難しい日々でした。気温の変化は、目には見えませんが、自律神経は敏感に反応しています。どうぞお体に気を付けてください。

さて、皆さまが民間の保険に加入する際には、いろいろとパンフレットを見たり、インターネットで検索して、あの保険、この保険と、しっかり内容を比較検討されますよね。一方、公的年金は強制加入ですので、検討の余地もなく、加入条件に該当すれば否応なく被保険者として年金制度に加入することとなり、保険料の徴収も開始されます。そのため、給付については明確に把握していないという方も珍しくありません。そこで今回は、国民年金に加入しているメリットについてまとめてみました。

### 国民年金のメリット

その1. 老後をガードする老齢基礎年金が受給できる

20歳から60歳到達までの40年間、保険料を納めることで年額77万7800円（令和4年度価額）の老齢基礎年金を受給できます。40年間納められない場合でも10年以上の保険料納付済期間があれば、老齢基礎年金の受給資格は得られます。ただし、受給額は77万7800円×10年÷40年＝19万4450円（年額）となります。これは、受給額が保険料納付済期間に比例するということです。

現役時代は、老齢基礎年金などあてにできない金額だと思っていた人でも、退職後実際に年金受給を開始すると、偶数月の15日は何となくうれしい気分になるものです。終身受給できる老齢基礎年金のような年金は、民間の保険ではほとんど見当たらずになりました。

その2. 万一、障害を負った場合に障害基礎年金の保障がある

障害基礎年金は、障害の原因となった病気やけがで初めて医師などの診察を受けた日（初診日）に、国民年金の被保険者であった人や国内に住所のある60歳以上65歳未満で、かつて被保険者だった人が受給の対象になります。

さらに、初診日の前日において、原則保険料納付済期間と免除期間などを合算した期間が、本人の被保険者期間の2/3以上あること（保険料納付要件という）という要件を満たしていることも必要です。

万一障害を負って、障害等級1級または2級に該当した場合は、1級で月額約8万1000円、2級で月額約6万4800円の障害基礎年金が受給できます。

その3. 父または母が亡くなった場合、遺族基礎年金の保障がある

国民年金に加入している父または母が亡くなった場合は、「子のある配偶者」または「子」が遺族基礎年金を受け取ることができます。ここでいう「子」とは、18歳の年度末までの間にある子、または、障害等級1・2級の障害状態にある20歳未満の子で、いずれも未婚の子を言います。一般的には、高校を卒業する3月末ま

子の人数による遺族基礎年金の支給額

その4. 基礎年金の給付費用の1/2は、税金で負担されている

国民年金の給付のうち、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金については、その年度における給付に必要な費用の総額の2分の1に相当する額を国が「基礎年金拠出金」として負

1. 子3人の場合	2. 子2人の場合	3. 子1人の場合
基本額 777,800円	基本額 777,800円	基本額 777,800円
子の加算 223,800円	子の加算 223,800円	子の加算 223,800円
子の加算 223,800円	子の加算 223,800円	遺族基礎年金 1,001,600円
74,600円 (3人目以降)	遺族基礎年金 1,255,400円	
遺族基礎年金 1,300,000円		

での間となります。年金額は、子の人数によって図のようになります。

その5. 免除・猶予などの保険料を納めにくい人向けのサポートがある

国民年金の加入者のうち、第1号被保険者については、保険料を納めたくても納められない人や納めにくい人が存在します。このような状

況の人が無年金や低年金になることを防ぐために、保険料の納付について、法定免除（生活保護法による生活扶助を受けている人、障害基礎年金の1・2級の受給権者は、全額免除される）の他に前号（りす倶楽部302号）でご紹介したように、いろいろなケースに合わせた措置があります。年金事務所または市区町村の国民年金の窓口でご相談ください。

ところで消費税は、年金の受給資格の有無に関わらず、国民全員が負担するものです。だとすれば、滞納などで受給資格期間（原則10年）を満たせない場合は、年金が受け取れないので、消費税を財源としている国庫負担も受け取れないこととなります。また、受給資格期間を満たしていても保険料を納付した期間が短い人は、40年間保険料を納めていた人と比較すると、老齢基礎年金の額が少ないので、結果として消費税の還元分も少なくなるというイメージです。このように考えると、きちんと保険料を納めておくことが、皆さまご自身にとって大切なことであるのがお分かりになりますね。

その6. 経済変動に対応している

国民年金には、私的年金にはない、公的年金ならではの「物価スライドのしくみ」があります。年金額の実質的な価値を維持するために、物価の変動に応じ、年度ごとに年金額を改定します。

ただし現在は、マクロ経済スライドのしくみが導入されていて、給付水準を自動的に調整し、年金額の調整を行っている期間のため、年金額の伸びを物価の伸びよりも抑えることになっています。





新連載！ 「お金がない！ 困ったときに受けられる各制度」

## 第四回 生活保護制度について④

社会福祉士・精神保健福祉士 曾波 暁美

前回は「居住している土地家屋を活用」しながら生活保護を受ける例として「住み続けることにより活用」「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」についてお話ししました。

今回は「売却指導」となった、「住宅ローン  
ありの不動産」の事例を紹介します。

### 1. 住宅ローンがある場合は生活保護は無理？

住宅ローンをまだ払い続けている不動産の場合、こういった形であれ売却することになります。なぜなら「生活保護受給中は、いかなる債務（借金）の返済もできない」からです。

**問** ローン付き住宅を保有しているものから保護の申請があったが、どのように取り扱うべきか。

**答** ローンにより取得した住宅で、ローン完済前の住宅を保有している者に対して保護を適用しても、結果として生活に充てられべき保護費からローンの返済を行うこと

になるので、原則として保護の適用は行  
うべきでない。「生活保護法による保護の  
実施要領について（昭和38年4月1日付  
社発第246号厚生省社会局長通知）」

ところが現在、住宅ローン事情もこの通知が  
発令された昭和30年代よりも、かなり変わって  
おり、解釈が変わっています。

### 問

ローンの支払いの繰り延べをしているなど  
の場合には、ローン付き住宅の保有を認め  
保護を適用して差し支えないか。

### 答

一般の不動産の場合と同様の基準により判  
断して保有が認められる程度のものであ  
って、ローンの支払いの繰り延べが行わ  
れている場合、または、ローン返済期間  
が短期間であり、かつローン支払額も少  
額である場合には、取り扱って差し支え  
ない。「生活保護手帳別冊問答集2014  
問3-9」

たとえば東京都では、目安として「期間は5

年程度、金額は毎月の支払額が世帯の生活扶助  
基準の15%以下程度、ローンの残額が総額で  
300万円以下」という基準があるようですが、  
私は10年ほど福祉事務所に在職していたが、適  
用事例はほとんどありません。そのくらいロー  
ン付の自宅に住み続けている生活保護受給は厳し  
いと思ってください。以下は私が相談を受けた  
案件で「ローン付き住宅に住み続けながら、生  
活保護を受給し、住宅を売却した」事例です。

### 2. ローン付き住宅に住む認知症高齢者の事例

Fさんは自営業の妻と2人暮らしでしたが、  
相談に来られる前年に、奥さまが急逝されまし  
た。奥さまがいられたときは、奥さまの年金だ  
けでなく、就労収入もあったので、奥さまがF  
さん名義の住宅ローンを支払っていました。住  
宅購入の時期は50代後半と遅く、ローンが残っ  
ていた状態での急逝。Fさんの年金はありませ  
んでしたが、日雇いのアルバイトをしており、  
月10万ほど就労収入がありました。ところが奥  
さまが亡くなられた後、意欲が落ちてしまい、  
やがて仕事の連絡も来なくなり、遺族年金のみ  
になってしまいました。

後からわかったことですが、Fさんは奥さま  
が亡くなった後、急速に認知症が進行し、アル  
バイトの日時を忘れる、仕事の現場を間違える



単身高齢者Fさんの場合



Fさん (70歳代前半・男性)  
 G県H市 (2級地1)  
 遺族年金6万/月  
 固定資産税評価額700万円 (R元年度)  
 ローン返済7万円/月  
 ローン残高⇒350万円

といった理由で仕事が入らなくなってしました。家にはローン会社からの督促状が5、6通届いており、電話の着信履歴もたくさん残っていました。Fさんは「あやしい融資の電話だ」と思い、電話に出なかったとのこと。Fさんの遺族年金額は、H市の生活扶助費を下回っているため、生活保護を申請しました。ところが「ローン付き住宅のため」その時点では認められず、「売却するように」と言われました。

判所から「強制執行」の通知文が届きました。その通知文を持って再度保護課に相談し、「今住んでいるローン付きの家は、1か月以内に退去しなければならぬ」という裁判所の決定を根拠に保護申請しました。結果、2週間後に生活保護受給が決定し、転宅費などを保護費より支給してもらい、退去期までにサービス付き高齢者住宅に引っ越すことができました。

その後、Fさんの土地家屋は競売にかかり、半年後550万円で落札され、住宅ローンは完済された上、550万-350万=200万円がFさんに、入金されることになりました。しかし、この200万円分が「63条返還(※)」の対象となりました。200万円から約1年分の生活保護費、医療・介護扶助費、介護施設入所費を差し引いたところマイナスとなり、200万円の全額を市に返還した後も生活保護は廃止にならず、現在受給中です。

3. まとめ 不動産のせいで死なないために

「持ち家があるから、ローン付きの家があるから生活保護は受けられない」と市役所窓口で言われた方の相談をよく受けます。自力で売却ができるのであれば、それが本人にとって一番有利なのです。売却額がそのまま全額自分ものになる上、前述「63条返還」により自治体に返還しなくてもいいわけですから。売却したお

金で、好きなどころでアパートを借りたりもできます。

ところが不動産は、食べ物や洋服のようにすぐ売買できるものではありません。家はある、土地もあるけど現金がなく、餓死寸前だった、持病が悪化して家の中で動けなくなっていた、という話はよく聞きます。

「子どもたちに遺してやりたい」

「これは先祖代々引き継いだ大切な土地だ」

土地家屋は思い入れがある分、処分するとなると二の足を踏む気持ちはよくわかります。ですがその土地や家は、ご先祖様やお子様にとって、餓死したり病死したりしてまで守ってほしいものなのでしょうか。「生きてこそ」なのです。生きてさえいれば土地家屋を手放しても人生再建できるのです。今困っているのであれば、持ち家、ローン付きであっても、まず相談してみましよう。

次回は「家族って何だろう? 扶養義務者の『義務』とは?」についてお話しします。

※63条返還とは、年金受給権などで資金力はあるものの、また裁定請求手続き中で支給が始まっていないなど、急迫のため生活保護を受給した場合に、当該資金が現金化された後、支給した保護費の範囲内の額を福祉事務所が返還させるものである。



地球に恩返し森づくり事業部では、2009年より大分県由布市庄内町・地球に恩返し森づくりを通して、環境活動や里山保全活動を続けています。  
 今月は地域未来計画研究センター所長カゼム教授より、恩返し森での取り組みをご紹介します。

竹林整備とヤギ小屋づくりを通して  
 フィールドラーニング

(地球に恩返し森における学生を  
 主体とした活動)

今回は、ヤギの管理を通じた環境保全と教育についてお伝えしました。今回は、ヤギ管理・竹林整備・教育を掛け合わせた「ヤギ小屋プロジェクト」についてお届けします。



参加したAPU (立命館アジア太平洋大学) の学生

**ヤギ小屋づくりが育む未来の人材**

地球に恩返し森では数頭のヤギを飼っています。そこで、地域の方と環境に優しく、かつ既存のものより耐久性のあるヤギ小屋を作ることになりました。森周辺には多くの未整備の竹やぶがあることから、竹を間伐して竹林整備を行い、伐採した竹をヤギ小屋づくりで活用します。そうすることで、竹林が整備されるのと同時に伐採した竹を無駄にすることなく活用されますので、一石二鳥ですね。

竹を活用したヤギ小屋づくりには、竹の伐採、小屋の設計、コミュニティとの交渉など多くの段階を踏む必要があります。地域と常に活動する方からすると当たり前ですが、そうでない方からすると新しい発見になるかと思えます。

今後、地域活性化に携わる人材を増やすために、できるだけ多くの若い世代に、このような活動にかかわり、体験してほしいと思っています。「このような貴重な体験を含むプロジェクトを教育の場でぜひ活用し

たい」という思いから、APU(立命館アジア太平洋大学)でコミュニティ開発コースを専攻する学生たちにプロジェクトメンバーとして活動してもらおうことになりました。

**作業は分担してすすめます**

25名の学生がプロジェクトに参加。1グループ5人ずつ、全部で5つのグループに分けました。各グループの役割は、左記の通りです。

**グループ① リーダーシップ・全体の取りまとめ**

全グループが円滑に活動を進められるように全体の管理を担当。主にプロジェクトの進捗確認、各グループ間の連携がうまく取れているかの確認、地域コミュニティとの打ち合わせや各種イベントの日程調整などを担当。

**グループ② コミュニティとの連携**

クラス全体が竹についてより知識を深められるように、地域コミュニティにインタビュしながら竹がど

のように環境保全につながるか、竹を活用する上での注意点などについて情報収集し、全体に共有する。他グループはこれら情報を踏まえて各自の作業に役立てる。また、地域での持続可能性という観点から、由布高校の生徒のような若い世代が、どのように本プロジェクトに参加できるかについて、地域コミュニティと協議する。

**グループ③ 伝統知識・設計**

グループ②が得た情報や竹細工職人の伝統や知識と連携しながら、ヤギ小屋のデザインを複数検討する。また、森の環境の特徴を考慮し、地域に合ったデザインを完成させる。

**グループ④ 環境・衛生管理**

グループ③が作成した複数の設計図の中から選別し、環境を考慮した資材を検討する。また、耐久性のある小屋を作るにはどのような木材や竹が必要かを研究する。竹を伐採する際の竹林整備についてもこのグループが担当。



ヤギ小屋づくりのミーティング中

**グループ⑤ 文書化・プロモーション**  
 プロジェクトの進捗や小屋づくりイベントなどの様子を写真・動画にし、ニュースレター、レポートやPR動画を制作し、プロジェクトのプロモーションを行う。各グループと作業内容を確認しながら、伝えるべき内容を選別し、クラスを代表して文書化する。(グループ⑤の学生が作成したレポートは、本コラムで紹介する予定です)。このように学生は、約2か月間各グループ内で作業を進め、他グループと連携しながら準備を進めてきました。6月には3回集まり、地域住民や大分県各地で活躍する竹細工職人と共同で、竹の伐採と小屋づくりを開始しました。

現在までに竹の伐採および小屋の枠

**恩返し森の生きもの**




藪椿 (ヤブツバキ)  
 学名：カメリア・ジャポニカ  
 ツバキ科ツバキ属

薬樹園でよくみられる常緑高木、艶のある厚い葉が特徴。園芸品種ツバキの基本種で、万葉集で歌われたツバキである。アルミを含む木灰は染色の触媒に利用し、種子は搾汁しツバキ油になる。

ヤブツバキの実  
 薬用樹木園  
 2022.7

組みを作り、今後は小屋の屋根と壁そして外に配置する柵の組み立てに取り進む予定です。まだまだ道のりは長いですが、また近いうちにプロジェクトの進捗状況を皆様にお届けしていきます。

コロナ感染者の動向によりですが、9月には、沖縄県の大学より数名の学生を受け入れ、フィールドワークを予定しています。沖縄県では、ヤギをベースとしたライフスタイルが一般的だと思います。今後は彼らも小屋づくりに参加し、APU学生との交流を推進していきます。

翻訳：桜比良 (Hira Sakura)

**「地球に恩返し基金」に寄付をいただき、ありがとうございました**

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 内田 タエ子さん (埼玉県川口市) | 丹羽 昌枝さん (奈良県桜井市)  |
| 佐山 馨子さん (東京都国立市)  | 廣瀬 勝代さん (新潟県南魚沼郡) |
| 鈴木 けい子さん (東京都新宿区) | 渡邊 潔さん (栃木県日光市)   |
| 寺内 壽恵子さん (山梨県北杜市) | M.M さん (東京都杉並区)   |
| 内藤 みちさん (東京都荒川区)  | 匿名 3 名 50音順       |
| 内藤 芳夫さん (東京都荒川区)  |                   |

※ 2022年6月1日～7月31日の期間、13名の方から寄付をいただきました。

※丹羽 昌枝さん、渡邊 潔さんが1000ポイントを達成されました。



**地球に恩返し運動について**

私たちの生命を育ててくれている地球!! このやさしい地球に少しでも恩返しをして、次世代に美しい地球を残しませんか。皆さまのご寄附で「地球に恩返し森」に植樹ができ、銘板にあなたのお名前が刻まれます。

※匿名希望の方は、振込用紙の「通信欄」に「匿名希望」と、ペンネーム希望の方は「ペンネーム」を明記の上、「ご依頼人欄」には必ずお名前をご記入ください。

NPO りすシステム  
 地球に恩返し森づくり事業部

**地球に恩返し運動本部**

連絡先：TEL.03-5215-2383



**地球に恩返し  
 基金振込先**

● 郵便局から振り込む場合  
 郵便局口座番号：00140-7-743432  
 加入者：地球に恩返し基金

● 他行からゆうちょ銀行に振込む場合  
 店名：〇一九 (ゼロイチキュウ)  
 種目：当座 口座番号：0743432  
 加入者：地球に恩返し基金





### 編集後記



記録的大雨では、母の実家も床上浸水で大変な被害に遭いました。日本だけでなく世界各地で年々繰り返しの頻発している災害。気候変動は人間の活動が大きな要因であるを知っていても便利な生活をなかなか変えることができません……。

今回は「玉造爺さん、散髪に行く」30代から抜け始め、今では跡形もなく……それでも2か月に1度は「床屋に連れて行ってくれ」とやってくる。丁度、夏休みで暇にしていた孫の月が「私も行く！」

どうやら月は、玉爺が床屋で何をしてもらっているのかいつも不思議に思っていたらしい。そこで今回は、いつもは送り迎えのみだが、2人で見学することに。玉爺の番、理容師さんはひらりとケープを纏わせ、爺さんの頭部全体にまんべんなく霧吹きでシュッシュ。なんの障害物もなく滴る水をフェイスタオルでクルクルと拭き上げた。次におでこの上の方、かつて生え際だったあたりにコームをあてチャッチャッチャと小気味よい音を立てて頭頂部までハサミを動かしていく。そこに何があるのだろうか……目を凝らしても何も見えない……。しかし、決して手を抜くことなく規則正しい作業が続く、襟足から後頭部に向けバリカンカット、タオルスチーマーから取り出された蒸しタオルを手の中で温度調整をしながら首筋から後頭部を包み込む。ここで玉爺がフウッと息を吐いた。何とも気持ち良さそうだ。へちへちと頭皮を刺激され、

トントンと肩を叩いてもらい終了。理容師さんが掲げた鏡で全体を確認したのか、玉爺は、大きくうなずいた。この間、10分弱。流れるような見事な仕事だった。孫の月は、ニヤニヤしながら「何か面白かったね」と言っていました。  
(芳賀みゆき)

コロナ禍になってから3年。特別の用事がなければ家で過ごし外出を控えております。先日、中学生の姪っ子から、「地獄の門を見てみたい」と言われ、夏休みだし行ってみようかと、姪っ子と一緒に上野に出かけました。国立西洋美術館のあとに、久しぶりに上野の動物園にも寄って来ました。上野動物園に最後に行ったのは、私が中学生のときだったので……17年ぶりでした。上野動物園開園から今年で140周年だそうです。比較的に日差しが弱く日でしたが、それでも暑い空気がまとわりつき歩くと汗が流れ落ちます。

珍しい鳥やトラやクマ、ゾウなどの暑そうな姿を眺めつつ、久しぶりに訪れた園内をゆつくり歩きました。あれ？確かこの辺りにモノレールがあったはず……なくなっちゃったのか……。不忍池ってこんなに広かった？蓮の葉っぱってこんなに大きいものだったかなあ……。子どもの頃の記憶は曖昧で驚くことが多いですね。

お昼は姪のために奮発して、精養軒でとろとろのオムライスを美味しくいただきました。コロナの前、皆さんと一緒に水彩画展を鑑賞して上野精養軒で美味しいご飯をいただいたこと、じゃんけんゲームをしたり、くじ

引きをしたりという、楽しい集いを思い出しました。  
また皆さんとお会いできるのが待ち遠しいです。  
(芳賀まお)

私の幼少期(愛知県)からは10日短い3日間の安曇野の夏休み。小学校5年生の3男S太は、お友達より2泊3日キャンプのお誘いを受けた。小学4年生から中学1年生まで5人の子どもの企画の、子どものための野外のキャンプ。S太は、ふたつ返事で行くことを決めた。キャンプの用意は、川遊び・昆虫採集道具に、食材に着替えなど。黙々と準備を進め、鋼鉄のように重くなったリュックには、鍋をくくりつけ、いざ出発！

2日目の朝、様子を見に行くと、かまどの前でなにやら暗い面持ちで話し合い中。「朝食の薪が足りなくて、朝食が作れない」と。S太の顔が一層暗くなる。そうなのだ、S太は、大の焚火好き。火を絶やさないように、深夜2時まで薪をくべ、調理用に用意した薪をすっきり使い果たしてしまっただ。親は、様子を見守る。子どもたちは、S太のせいだと思いつつも種火が残っていることはありがたいと思っている様子。「薪がないとご飯食べられない」「お腹すいたよ」とそれぞれ気持ち吐き出し「もう一度、薪をつくるか」と立ち上がった。皆に迷惑をかけてしまったS太、それを受けとめて話し合いで解決していく子ども達の姿は、将来を担っている感たっぷりでした。

(東本優子)

NPO りすシステム

0120-889-443

りすセンター・新木場

0120-373-959